

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月12日

【四半期会計期間】 第87期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 王子製紙株式会社

【英訳名】 OJI PAPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 篠田和久

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 経営管理本部副本部長兼管理部長 武田芳明

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目7番5号

【電話番号】 (大代表)東京3563局1111番

【事務連絡者氏名】 経営管理本部副本部長兼管理部長 武田芳明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第86期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第87期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第86期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	280,498	283,697	1,147,322
経常利益(百万円)	11,056	15,373	64,714
四半期(当期)純利益(百万円)	5,800	8,361	24,886
純資産額(百万円)	451,174	456,616	460,404
総資産額(百万円)	1,659,202	1,644,724	1,614,047
1株当たり純資産額(円)	441.27	447.26	450.97
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	5.87	8.46	25.18
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	5.86	8.46	25.16
自己資本比率(%)	26.3	26.9	27.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	39,313	3,386	179,347
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	19,607	43,372	89,934
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	64,378	27,951	138,942
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	50,071	29,793	41,936
従業員数(人)	20,403	21,108	20,363

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には消費税及び地方消費税を含んでいません。

3. 従業員数は就業人員を記載しています。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営んでいる事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	21,108 (2,399)
---------	----------------

(注) 1. 従業員数は就業人員です。

2. 臨時従業員は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(人)	3,917 (26)
---------	------------

(注) 1. 従業員数は就業人員です。

2. 臨時従業員は()内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
紙パルプ製品事業	170,885	
紙加工製品事業	99,284	
合計	270,169	

- (注) 1. 生産高は自家使用分を含めて記載しています。
2. 金額は販売価格によるものであり、消費税及び地方消費税を含みません。
3. 「その他」については、生産高が僅少であるため、記載を省略しています。

(2) 受注状況

当社グループは、不動産等一部の事業で受注生産を行っていますが、その割合が僅少であるため記載を省略しています。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
紙パルプ製品事業	139,059	
紙加工製品事業	112,549	
報告セグメント計	251,609	
その他	32,088	
合計	283,697	

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しています。
2. 上記の金額には、消費税及び地方消費税を含みません。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
日本紙パルプ商事(株)	39,336	14.0	39,948	14.1
国際紙パルプ商事(株)	36,551	13.0	34,467	12.1

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 当四半期の業績の状況

当第1四半期におけるわが国経済は、外需主導による一部の回復とともに景気底入れ感が強まったものの、欧州における新たな金融不安や円高の進行、デフレ基調の継続などから、先行き不透明感を払拭しきれないまま推移しました。

紙パルプ業界におきましても、販売数量は前年同期実績並みとなり、需要は下げ止まりつつありますが、紙から他媒体への需要転換の影響もあり、今後も大幅な回復は見込めない状況にあります。

こうした状況の中、当社グループでは、成長するアジア需要の取り込み、素材加工一体型ビジネス・研究開発型ビジネスの拡大などの事業構造転換を図っています。また、既存事業においては徹底して効率的な生産に努めるとともに、需要に見合った生産体制への移行などにより固定費を中心としたコストを大幅に削減しました。

以上により、当第1四半期連結会計期間の業績は、連結売上高283,697百万円（前年同期比 1.1%増収）、連結営業利益16,027百万円（前年同期比 24.8%増益）、連結経常利益15,373百万円（前年同期比 39.0%増益）、連結四半期純利益8,361百万円（前年同期比 44.1%増益）となりました。

紙パルプ製品事業

・一般洋紙

新聞用紙の国内販売は、新聞各社の部数・ページ数の減により若干の減少となり、輸出も減少しました。

印刷用紙の販売は、国内は出版および商業印刷等の需要減少により、塗工紙を中心として低調に推移しました。

輸出は、中国において南通プロジェクトのプレセールを実施したため増加しました。

・包装用紙

包装用紙の販売は、国内、輸出ともに景気回復傾向による需要の回復で増加しました。

・板紙

段ボール原紙の販売は、天候不順の影響により青果物需要の落ち込みが見られたものの、工業製品需要に回復傾向があったため、前年同期並みとなりました。

白板紙の国内販売は、特殊板紙が前年を上回ったものの、高級板紙・コート白ボールともに減少しました。

・雑種紙

雑種紙の販売は、国内、輸出ともに微増となりました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高	：	139,059百万円
連結営業利益	：	11,204百万円

紙加工製品事業

・段ボール（段ボールシート・段ボールケース）

段ボールの販売は、天候不順の影響があったものの、電機向けなどの回復により微増となりました。

・その他（紙器・粘着紙・家庭用品他）

衛生用紙の販売は、消費低迷の影響を受けティッシュペーパー、トイレットロールともに減少しました。

紙おむつの販売は、子供用テープ型および大人用尿パットが減少しました。

これらにより当事業の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高	：	112,549百万円
連結営業利益	：	4,638百万円

その他

その他の業績は以下のとおりとなりました。

連結売上高 : 32,088百万円
連結営業利益 : 825百万円

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ12,142百万円減少し、29,793百万円となりました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、税金等調整前四半期純利益13,428百万円に対し、減価償却費19,338百万円、法人税等の支払12,282百万円、たな卸資産の増加5,321百万円等による増減があり、3,386百万円の収入となりました。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、43,372百万円の支出となりました。主な要因は、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出22,044百万円によるものです。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、27,951百万円の収入となりました。主な要因は、コマーシャル・ペーパーの増加による収入26,000百万円によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容等

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更または新たに生じた課題はありません。

会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記（ ）のとおり定めています。

また、平成21年6月26日開催の第85回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を第85回定時株主総会終結から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記（ ）に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しています。

平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会の終結時をもって上記有効期限の満了を迎えるにあたり、その後の情勢変化等を踏まえさらなる検討を加えた結果、当社は、平成22年5月13日開催の当社取締役会において、本方針の継続を決議し、第86回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいています。

注1. 特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当該買付者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

（ ）会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定

するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えています。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供及び代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

() 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しています。

これらの取組みは、上記()の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えています。

「企業価値向上への取組み」

国内の印刷・情報用紙市場と東アジアの印刷・情報用紙市場は、一体化の方向へ急速に進みつつあり、日本国内の紙・パルプメーカーはかつてのような半ば閉じた市場での競争から、一体化した広域市場での競争に視点を移しつつあります。当社は、かかる認識のもと、国内においては生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心に安定した収益基盤の確立を図りつつ、海外においては東アジアにおける生産・販売体制の構築と海外植林等の原料確保対策を中心に企業規模の拡大を図ることによって、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となることを経営の基本方針としています。

具体的施策として、国内需要の中長期的な構造的変化に対応するため、富士工場8号マシン、釧路工場1号マシン及び3号マシン、富岡工場10号マシンなどの設備を停止し、機動的かつ抜本的なコスト構造の改善を実施しました。需要変化に見合った最適な生産・販売体制を構築し、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、当社が中国江蘇省南通市に高級紙生産工場建設を計画している南通プロジェクトにつきましては、平成19年11月に起工式を行った後、平成20年初から本格的な建設工事を開始し、平成21年5月にはパースが、12月には長江からの取水設備も完成し、現在は、石炭ボイラの試運転をはじめております。本年後半に営業運転を予定している1台目の年産40万トンの生産設備（抄紙機、コーター）、平成25年初に稼働を予定しているクラフトパルプ製造設備の設置工事など、引き続き、工場建設と販売網構築に向けた各種作業に万全を期してまいります。

さらに、将来的には新興国を中心とする世界的な紙・板紙需要の増大から原燃料獲得競争の激化が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地球温暖化防止対策推進の観点からも、より一層海外植林事業の拡大や燃料転換（オイルレス化）の推進に努めてまいります。

当社グループは、今後も、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な生産・販売体制の構築を図りつつ、段ボール事業をはじめ素材加工一体型ビジネスや特殊紙事業等の研究開発型ビジネスの強化、東アジアを中心とした海外事業展開の加速化ならびに国内外で総合林産業への進出など、事業構造転換を進めてまいります。

() 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配さ

れることを防止するための取組み

(a) 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記()の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

(b) 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、()事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、()当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実及び取締役会評価期間については、速やかに情報開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

(c)大規模買付行為がなされた場合の対応方針

イ.大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することになります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起します。

ロ.大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記(c)イで述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (i) 次の から までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
- 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- () 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）
など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- () 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合
- () 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損し、または当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

八. 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、() 大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、() 対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

二. 特別委員会の設置及び検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を停止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。なお、特別委員会委員の氏名及び略歴は、別紙3のとおりです。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否か及び発動の停止を行うかどうかの判断にあたっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。

(d) 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定していませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて

公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細については、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記(c)八に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

(e)大規模買付ルールの有効期限

平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において、本方針の継続の承認が得られたため、本方針の有効期限は、当該定時株主総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法及び金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直ししていく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

() 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

(a)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(b)株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記() (a)「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(c)合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記() (c)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(d)株主意思を重視するものであること

平成22年6月29日開催の第86回定時株主総会において本方針の継続が決議される前の本方針の有効期限は、当該定時株主総会終結時までと限定されており、当該定時株主総会において、本方針の継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただきため、本方針の継続について株主の皆様にご意見を伺っています。当該定時株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになっていたため、その意味で、本方針の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっています。

(e)デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記() (e)「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

大規模買付情報

- 1.大規模買付者及びそのグループ(ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。)の情報。
 - (1)名称、資本関係、財務内容
 - (2)(大規模買付者が個人である場合は)国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体(以下、「法人」といいます。)の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期及び終期
 - (3)(大規模買付者が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人またはその財産にかかる主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4)(もしあれば)過去5年間の犯罪履歴(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、過去5年間の金融商品取引法、会社法(これらに類似する外国法を含みます。)に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
- 2.大規模買付行為の目的、方法及びその内容。(取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含みます。)
- 3.当社株式の取得の対価の算定根拠。(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含みます。)
- 4.大規模買付行為の資金の裏付け。(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- 5.大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。
- 6.大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者(ステークホルダー)に関する方針。
- 7.必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続きの内容及び見込み、大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法並びにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考え及びその根拠。
- 8.その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除きます。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てます。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがあります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除きます。)の総数を減じた株式数を上限とします。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とします。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除きます。)の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とします。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがあります。

4. 各新株予約権の払込金額

無償(金額の払込みを要しません。)

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とします。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとします。

7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除きます。)等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがあります。

(別紙3)

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋(たけうち よう)

略歴

昭和14年9月24日生まれ

昭和41年4月弁護士登録

平成6年6月当社監査役

平成16年3月株式会社ブリヂストン監査役

現在に至る。

平成19年6月当社取締役

現在に至る。

竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

秋山 収(あきやま おさむ)

略歴

昭和15年11月21日生まれ

昭和38年4月通商産業省入省

平成14年8月内閣法制局長官

平成16年8月退官

平成18年7月財団法人新エネルギー財団会長

平成19年6月当社取締役

現在に至る。

秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

杉原 弘泰(すぎはら ひろやす)

略歴

昭和13年5月18日生まれ

昭和38年4月検事任官

平成11年6月大阪高等検察庁検事長

平成13年5月退官、弁護士登録

平成15年5月イオンクレジットサービス株式会社監査役

現在に至る。

平成15年6月三菱化学株式会社監査役

平成17年10月株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役

平成18年6月当社監査役

現在に至る。

杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2,261百万円です。

なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 今後の戦略について

日本経済は一部に回復の兆しが見られるものの、個人消費の低迷、デフレの進行、高い失業率、資源価格高騰の再燃など、再び下降局面に向かう可能性は否定できず、不透明な状況が続いています。

紙・板紙の国内需要については、世界的な景気悪化の影響による急激な減少後、未だ際立った回復を見せておらず、当社グループにおいては、大幅な減産を継続せざるを得ない状況が続いています。こうした中、当社グループは、固定的費用の削減を中心としたコストダウンの徹底と設備投資の厳選・圧縮を図るとともに、需要変化に見合った最適な生産・販売体制を構築し、経営基盤の強化を図っていきます。

具体的施策としては、国内需要の構造的変化に対応するため、富士工場8号抄紙機の停止（平成21年2月）、釧路工場1号抄紙機と3号抄紙機の停止（平成21年5月）など、機動的かつ抜本的なコスト構造の改善を実施してきましたが、さらなる経営基盤の強化を推し進めるべく、富岡工場10号抄紙機の停止（平成22年3月）および呉工場4号抄紙機の停止（平成22年8月）を実施しました。

中国江蘇省南通市に建設中の南通プロジェクトについては、平成22年後半には、1台目の年産40万トン的高级紙生産設備（抄紙機、コーター）を稼働させ、営業運転を開始する予定です。南通プロジェクトは、アジアを中心としたさらなる「外への発展」に向けて極めて重要な事業であり、工場建設、試運転立上げと販売網構築に向けた各種作業に万全を期すとともに、現地の市場動向を注視しつつ慎重に対処してまいります。

東南アジアでは、マレーシアの板紙・段ボールメーカーであるGS Paper & Packaging Sdn Bhd（平成22年4月全株式取得）の一部株式を丸紅株式会社に譲渡し合弁事業とすることにより、原材料調達・製造・販売の全ての面において競争力を高め、今後、同社を東南アジア地域の拠点として、アジア市場においてさらなる発展を目指してまいります。同時に、すでに中国や東南アジアで展開している各事業においても、連携を密にして一層の収益力強化を図り、アジアにおける当社グループの存在感を高めていきます。

さらに、将来的には新興国を中心とする世界的な紙・板紙需要の増大から原燃料獲得競争の激化が予想される中で、長期的な資源確保を図ると同時に地球温暖化防止対策推進の観点からも、より一層海外植林事業の拡大や燃料転換（オイルレス化）の推進に努めてまいります。

当社グループは、今後も、経営環境の変化に迅速に対応し、最適な生産・販売体制の構築を図りつつ、段ボール事業をはじめ素材加工一体型ビジネスや特殊紙事業等の研究開発型ビジネスの強化、ならびに中国・東南アジアを中心とした海外事業展開の加速化等、これまで進めてきた事業構造転換を完遂し、持続的成長可能な紙パルプ世界企業を目指して、企業価値増大を図ってまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について完了したものは、次のとおりです。

提出会社

・当社において、前連結会計年度末に計画中であった工場システム再構築（第二期）については、システム導入範囲の見直しを行い、平成22年6月に完了しています。

また、重要な変更や新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,064,381,817	1,064,381,817	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は1,000 株です。
計	1,064,381,817	1,064,381,817		

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成18年6月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	90(注1)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1	
新株予約権の行使期間	自平成18年8月16日 至平成38年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	580
	資本組入額	290
新株予約権の行使の条件	(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できます。
2. 上記1.に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 新株予約権者が平成37年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成37年7月1日から平成38年6月30日
 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

平成19年6月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	129(注1)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	129,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1	
新株予約権の行使期間	自平成19年7月14日 至平成39年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	465
	資本組入額	233
新株予約権の行使の条件	(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。	

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できます。
2. 上記1.に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 新株予約権者が平成38年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成38年7月1日から平成39年6月30日
 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

平成20年6月27日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	192(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月15日 至平成40年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 352 資本組入額 176
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できます。
2. 上記1.に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 新株予約権者が平成39年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成39年7月1日から平成40年6月30日
 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

平成21年6月26日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	174(注1)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	174,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1	
新株予約権の行使期間	自平成21年7月14日 至平成41年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	286
	資本組入額	143
新株予約権の行使の条件	(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

(注2) 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できます。
- 上記1.に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 新株予約権者が平成40年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成40年7月1日から平成41年6月30日
 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合)
 当該承認日の翌日から15日間
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。

平成22年6月29日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	220(注1)	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220,000	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当り1	
新株予約権の行使期間	自平成22年7月17日 至平成42年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	335
	資本組入額	168
新株予約権の行使の条件	(注2)	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要します。	

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株です。

(注2) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できます。
2. 上記1.に関わらず、新株予約権者は、以下の 又は に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できます。
 新株予約権者が平成41年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
 平成41年7月1日から平成42年6月30日
 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）
 当該承認日の翌日から15日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができません。
4. 新株予約権者が平成23年株主総会日までに当社取締役を退任した場合には、在任月数相当分に限り新株予約権を行使できるものとし、残りの新株予約権を行使することができません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	1,064,381,817	-	103,880	-	108,640

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの報告がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の移動は把握していません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日(平成22年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしています。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 61,822,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 14,436,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 974,397,000	974,397	-
単元未満株式	普通株式 13,726,817	-	-
発行済株式総数	1,064,381,817	-	-
総株主の議決権	-	974,397	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、自己株式名義の株式がそれぞれ、7,000株(議決権7個)及び40株(自己保有株式817株含む)含まれています。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 王子製紙株式会社	東京都中央区銀座 四丁目7番5号	61,829,000		61,829,000	5.8
(相互保有株式) 株式会社キョードー	岡山県岡山市宍甘 370番地	8,000		8,000	0.0
(相互保有株式) 大阪紙共同倉庫株式会社	大阪府東大阪市宝町 23番53号	5,000		5,000	0.0
(相互保有株式) 亀甲通運株式会社	愛知県春日井市下条町 1005番地	16,000		16,000	0.0
(相互保有株式) 平田倉庫株式会社	東京都墨田区千歳 一丁目1番6号	5,000		5,000	0.0
(相互保有株式) 東京産業洋紙株式会社	東京都中央区日本橋室町 三丁目4番4号	229,000		229,000	0.0
(相互保有株式) 室蘭埠頭株式会社	北海道室蘭市入江町 1番地19	14,000		14,000	0.0
(相互保有株式) 本州電材株式会社	大阪府大阪市中央区瓦町 一丁目6番10号JPビル	45,000		45,000	0.0
(相互保有株式) 協和紙工株式会社	大阪府大阪市鶴見区横堤 一丁目5番43号	1,000		1,000	0.0
(相互保有株式) 北勢商事株式会社	三重県桑名市片町29番地	1,000		1,000	0.0
(相互保有株式) 総合パッケージ株式会社	北海道札幌市手稲区 曙二条五丁目1番60号	34,000		34,000	0.0
(相互保有株式) 清容器株式会社	大阪府東大阪市高井田元町 一丁目18番13号	91,000		91,000	0.0
(相互保有株式) 京都森紙業株式会社	京都府京都市南区 西九条南田町61番地	12,587,000		12,587,000	1.2
(相互保有株式) 旭洋紙バルブ株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目8番11号	1,391,000		1,391,000	0.1
(相互保有株式) 中津紙工株式会社	岐阜県中津川市津島町 3番24号	9,000		9,000	0.0
計		76,265,000		76,265,000	7.2

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっていますが、実質的に所有していない株式が7,000株(議決権7個)あります。
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めています。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	448	456	464
最低(円)	408	416	426

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,249	42,758
受取手形及び売掛金	259,857	251,349
有価証券	438	265
商品及び製品	81,945	75,680
仕掛品	17,091	15,881
原材料及び貯蔵品	43,829	42,259
その他	43,371	39,427
貸倒引当金	1,917	1,472
流動資産合計	474,866	466,148
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	197,532	196,501
機械装置及び運搬具(純額)	340,553	339,737
土地	228,428	227,249
その他(純額)	144,649	128,307
有形固定資産合計	911,163	891,796
無形固定資産		
のれん	11,935	7,473
その他	10,190	10,310
無形固定資産合計	22,125	17,784
投資その他の資産		
投資有価証券	173,767	181,558
その他	70,102	64,394
貸倒引当金	7,301	7,634
投資その他の資産合計	236,568	238,318
固定資産合計	1,169,857	1,147,898
資産合計	1,644,724	1,614,047

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	181,758	178,195
短期借入金	198,519	179,294
コマーシャル・ペーパー	37,000	11,000
1年内償還予定の社債	40,000	40,000
未払法人税等	3,882	12,110
引当金	1,300	764
その他	69,586	75,890
流動負債合計	532,047	497,255
固定負債		
社債	60,000	60,000
長期借入金	507,339	508,141
引当金		
退職給付引当金	46,322	46,469
役員退職慰労引当金	1,567	1,683
環境対策引当金	1,921	1,919
特別修繕引当金	121	122
引当金計	49,934	50,195
その他	38,787	38,050
固定負債合計	656,060	656,387
負債合計	1,188,107	1,153,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	103,880	103,880
資本剰余金	113,020	113,021
利益剰余金	280,759	277,347
自己株式	43,086	42,968
株主資本合計	454,574	451,281
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,969	11,160
繰延ヘッジ損益	200	471
土地再評価差額金	3,571	3,571
為替換算調整勘定	21,917	20,740
評価・換算差額等合計	12,576	5,535
新株予約権	228	216
少数株主持分	14,389	14,442
純資産合計	456,616	460,404
負債純資産合計	1,644,724	1,614,047

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	280,498	283,697
売上原価	217,087	215,671
売上総利益	63,411	68,026
販売費及び一般管理費		
運賃諸掛	27,188	28,261
その他	23,375	23,736
販売費及び一般管理費合計	50,564	51,998
営業利益	12,846	16,027
営業外収益		
受取利息	389	168
受取配当金	1,418	1,458
持分法による投資利益	-	1,918
その他	1,953	703
営業外収益合計	3,761	4,247
営業外費用		
支払利息	3,366	2,849
為替差損	-	1,249
持分法による投資損失	1,019	-
その他	1,165	802
営業外費用合計	5,551	4,901
経常利益	11,056	15,373
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	301
移転補償金	-	102
固定資産売却益	512	-
投資有価証券売却益	30	-
その他	-	36
特別利益合計	543	440
特別損失		
投資有価証券評価損	-	1,287
固定資産除却損	-	674
特別退職金	831	271
貸倒引当金繰入額	637	-
その他	590	152
特別損失合計	2,059	2,385
税金等調整前四半期純利益	9,540	13,428
法人税、住民税及び事業税	2,437	3,412
法人税等調整額	1,246	1,696
法人税等合計	3,684	5,109
少数株主損益調整前四半期純利益	-	8,319
少数株主利益又は少数株主損失()	55	41
四半期純利益	5,800	8,361

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	9,540	13,428
減価償却費	21,099	19,338
のれん償却額	342	336
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,234	369
退職給付引当金の増減額(は減少)	101	38
受取利息及び受取配当金	1,807	1,626
支払利息	3,366	2,849
為替差損益(は益)	740	523
持分法による投資損益(は益)	1,019	1,918
投資有価証券売却損益(は益)	30	-
投資有価証券評価損益(は益)	-	1,287
固定資産除却損	-	674
固定資産売却損益(は益)	512	-
売上債権の増減額(は増加)	13,985	4,958
たな卸資産の増減額(は増加)	5,625	5,321
仕入債務の増減額(は減少)	8,884	2,118
その他	3,146	9,103
小計	47,284	17,220
利息及び配当金の受取額	2,000	1,905
利息の支払額	2,916	3,456
法人税等の支払額	7,055	12,282
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,313	3,386
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	23,010	22,044
有形及び無形固定資産の売却による収入	3,020	139
投資有価証券の取得による支出	860	192
投資有価証券の売却による収入	880	1
貸付けによる支出	645	6,107
貸付金の回収による収入	823	2,081
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	17,657
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,075	-
その他	892	406
投資活動によるキャッシュ・フロー	19,607	43,372

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	987	10,106
コマーシャル・ペーパーの純増減額（は減少）	42,000	26,000
長期借入れによる収入	35	-
長期借入金の返済による支出	17,339	2,996
自己株式の取得による支出	39	18
配当金の支払額	3,960	4,949
その他	87	191
財務活動によるキャッシュ・フロー	64,378	27,951
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,705	108
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	40,966	12,142
現金及び現金同等物の期首残高	90,943	41,936
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	94	-
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 50,071	1 29,793

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1)連結の範囲の変更 Paperbox Holdings Limited, GS Paper & Packaging Sdn Bhd, Ideal Meridian Sdn Bhd, GS Paperboard Sdn Bhd, GS Packaging Industries (M) Sdn Bhd, GS Utilities & Services Sdn Bhd, Persis Hijau Sdn Bhd, GS Sales & Marketing Sdn Bhdについては株式を取得したため、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めることとしました。また、前連結会計年度において連結子会社であったネピアトレーディング(株)については、連結子会社である王子ネピア(株)と合併したため、当第1四半期連結会計期間より、連結の範囲から除外しています。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 99社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1)「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。 これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2)資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しています。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(3)企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しています。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。 前第1四半期連結累計期間において、特別利益に区分掲記していました「固定資産売却益」(当第1四半期連結累計期間は36百万円)、「投資有価証券売却益」(当第1四半期連結累計期間は0百万円)は、特別利益総額の100分の20以下になったため、当第1四半期連結累計期間において、特別利益「その他」に含めて表示しています。 前第1四半期連結累計期間において、特別損失「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」、「固定資産除却損」は、特別損失総額の100分の20を越えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することになりました。なお、前第1四半期連結累計期間の特別損失「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は251百万円、「固定資産除却損」は177百万円です。 前第1四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記していました「貸倒引当金繰入額」(当第1四半期連結累計期間は1百万円)は、特別損失総額の100分の20以下になったため、当第1四半期連結累計期間において、特別損失「その他」に含めて表示しています。	
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記していました「投資有価証券売却損益」(当第1四半期連結累計期間は0百万円)は、重要性が減少したため、当第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しています。 前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損益」、「固定資産除却損」は、重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することになりました。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損益」は251百万円、「固定資産除却損」は177百万円です。	

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1. 固定資産の減価償却費の算定方法 2. 税金費用の計算	一部の連結子会社では、固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算を策定しているため、固定資産の減価償却費の算定にあたり、当該予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっています。 法人税等については、加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法により算出しています。 一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動がないと認められるため、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																						
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 2,057,726百万円 (減損損失累計額を含みます)</p> <p>2 受取手形割引高 279 百万円 受取手形裏書譲渡高 5</p> <p>3 保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金等に対して次のとおり保証を行っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日伯紙パルプ資源開発(株)</td> <td style="text-align: right;">11,339 百万円</td> </tr> <tr> <td>Alpac Forest Products Inc.</td> <td style="text-align: right;">3,334</td> </tr> <tr> <td>PT. Korintiga Hutani</td> <td style="text-align: right;">2,831</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">2,246</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">7,654</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,407</td> </tr> </table> <p>日伯紙パルプ資源開発(株)に対する保証債務は、親会社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は18,241百万円です。</p> <p>その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会社及び連結子会社負担額269百万円が含まれており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は337百万円です。</p> <p>その他に対する保証債務には、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額92百万円を控除して記載しています。</p>	日伯紙パルプ資源開発(株)	11,339 百万円	Alpac Forest Products Inc.	3,334	PT. Korintiga Hutani	2,831	従業員	2,246	その他	7,654	計	27,407	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 2,026,083百万円 (減損損失累計額を含みます)</p> <p>2 受取手形割引高 41 百万円 受取手形裏書譲渡高 6</p> <p>3 保証債務 連結子会社以外の関係会社及び従業員等の金融機関よりの借入金等に対して次のとおり保証を行っています。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">日伯紙パルプ資源開発(株)</td> <td style="text-align: right;">11,339百万円</td> </tr> <tr> <td>Alpac Forest Products Inc.</td> <td style="text-align: right;">3,637</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">2,326</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">5,482</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22,785</td> </tr> </table> <p>日伯紙パルプ資源開発(株)に対する保証債務は、親会社及び連結子会社負担額を記載しており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は18,241百万円です。</p> <p>その他に対する保証債務には、連帯保証債務の親会社及び連結子会社負担額269百万円が含まれており、親会社及び連結子会社以外負担額を含めた連帯保証債務総額は337百万円です。</p> <p>その他に対する保証債務には、他社が再保証している保証債務が含まれており、再保証額90百万円を控除して記載しています。</p>	日伯紙パルプ資源開発(株)	11,339百万円	Alpac Forest Products Inc.	3,637	従業員	2,326	その他	5,482	計	22,785
日伯紙パルプ資源開発(株)	11,339 百万円																						
Alpac Forest Products Inc.	3,334																						
PT. Korintiga Hutani	2,831																						
従業員	2,246																						
その他	7,654																						
計	27,407																						
日伯紙パルプ資源開発(株)	11,339百万円																						
Alpac Forest Products Inc.	3,637																						
従業員	2,326																						
その他	5,482																						
計	22,785																						

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)														
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">51,189百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">1,117</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50,071</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	51,189百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	1,117	現金及び現金同等物	50,071	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">30,249百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">892</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">437</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,793</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	30,249百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	892	有価証券	437	現金及び現金同等物	29,793
現金及び預金勘定	51,189百万円														
預入期間が3か月を超える定期預金	1,117														
現金及び現金同等物	50,071														
現金及び預金勘定	30,249百万円														
預入期間が3か月を超える定期預金	892														
有価証券	437														
現金及び現金同等物	29,793														

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,064,381千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 76,148千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 228百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月13日 取締役会	普通株式	5,012	5	平成22年 3月31日	平成22年 6月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	紙パルプ 製品事業 (百万円)	紙加工 製品事業 (百万円)	木材・緑化 事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	152,736	104,461	7,543	15,757	280,498		280,498
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	19,514	1,507	6,867	22,437	50,326	(50,326)	
計	172,251	105,968	14,410	38,194	330,824	(50,326)	280,498
営業利益又は 営業損失()	9,747	2,632	242	999	13,137	(290)	12,846

(注) 事業の種類は、製品の種類・性質及び製造方法の相違等を勘案して区分しています。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、記載を省略しています。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦以外の国又は地域における売上高の合計が連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しています。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、主に紙パルプ製品及び紙加工製品を製造・販売しており、グループ内の各社はそれぞれ独立して、取り扱う製品について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

そのため、事業セグメントの識別は主として会社を単位とし、このうち経済的特徴、製品の製造方法又は製造過程、製品を販売する市場又は顧客の種類等において類似性がみとめられるものについて集約を実施し、報告セグメントを「紙パルプ製品事業」及び「紙加工製品事業」の2つとしています。

「紙パルプ製品事業」は、新聞用紙、印刷・情報用紙、包装用紙、雑種紙、段ボール原紙、白板紙、パルプ他の生産・販売を、「紙加工製品事業」は段ボール、紙器、粘着紙、家庭用品、紙袋製品他の生産・販売を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	紙パルプ 製品事業	紙加工 製品事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	139,059	112,549	251,609	32,088	283,697	-	283,697
セグメント間の内部売上 高又は振替高	38,160	2,235	40,395	38,122	78,518	78,518	-
計	177,219	114,785	292,004	70,211	362,215	78,518	283,697
セグメント利益	11,204	4,638	15,842	825	16,666	639	16,027

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、木材・緑化事業、不動産事業、コーンスターチ事業、機械事業等を含んでいます。

2. セグメント利益の調整額 639百万円には、内部取引に関わる調整額485百万円、のれんの償却額 336百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 868百万円が含まれています。
全社費用は、主に報告セグメントに配分していない一般管理費です。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 447.26円	1株当たり純資産額 450.97円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 5.87円	1株当たり四半期純利益金額 8.46円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 5.86円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 8.46円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	5,800	8,361
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	5,800	8,361
期中平均株式数(千株)	988,531	988,251
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	469	583

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(期末配当に関する事項)

平成22年5月13日開催の取締役会において、平成22年3月期の期末配当について次のとおり決議しました。

配当財産の種類 金銭

1株当たり配当金額および配当金の総額 普通株式1株につき金5円 配当総額 5,012百万円

配当原資 利益剰余金

効力発生日 平成22年6月8日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中清吾 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山憲二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 定留尚之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中清吾 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村山憲二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 定留尚之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている王子製紙株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。